

事業系ごみ行政収集登録申請書（少量排出事業者用）

（あて先）三鷹市長

令和 年 月 日 （代表者） 住所： 氏名：
---------------------------------

下記の排出基準を遵守し、次のとおり申請します。

申請の内容は、市の電子計算組織に記録され、ごみ収集に必要な範囲で外部事業者へ情報提供されることに同意します。

No.	項 目	
1	申請区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止
2	名称	
3	所在地	〒 三鷹市
4	建物名	
5	事業内容（業種・業態）	
6	延床面積	m <sup>2</sup> （契約書等を添付してください。）
7	従業員数	人
8	担当者名	
	担当連絡先（TEL）	
	担当連絡先（メール）	@
9	収集開始希望日 ※廃止の場合は収集終了日を記入	令和 年 月 日（2週間前までに要申請）
10	排出場所の見取り図 （排出場所は、敷地内の接道部分に近い場所とする。）	（別紙可）

【排出基準】

- ・ 収集日の朝8時までに排出すること  
（下連雀3・上連雀2丁目の可燃ごみは夜11：30まで）
- ・ 1回の排出量は、指定収集袋で2袋までとすること
- ・ 指定収集袋には、登録番号を記入すること
- ・ 事業所の延床面積が基準以下であること
- ・ 市の廃棄物処理計画等に基づく分別ができること

<p>【申請書類等提出先】</p> <p>三鷹市生活環境部ごみ対策課</p> <p>Mail：<a href="mailto:gomi@city.mitaka.lg.jp">gomi@city.mitaka.lg.jp</a></p> <p>（提出書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本申請書</li> <li>・ 事業所面積の分かる資料</li> <li>・ 排出場所の分かる資料</li> </ul>
---

○事業者の排出するごみの取り扱いについて

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、原則自らの責任において適正に処理しなければなりません（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条第 1 項）。しかし、事業規模や業種により、その排出量やごみ種別は様々なため、面積要件が一定規模以下で、かつ、排出されるごみ量が少量の事業者を対象に、特例として家庭系ごみと同時に収集する行政サービスを提供し、事前登録制を採用することで排出者を明確にすることで、ごみの減量・リサイクルの推進を図ることとしています。

そのため、申請内容に虚偽等が認められた場合、排出基準（表面）を遵守できない場合や、排出ルールを守れない場合には、職権で登録を取り消し、行政収集を中止することがありますので予めご了承ください。

○事業所の面積基準

施設の用途	延べ床面積
事務所	250 m <sup>2</sup> 未満
文化・娯楽施設	334 m <sup>2</sup> 未満
学校、教室、塾、保育施設	334 m <sup>2</sup> 未満
店舗（飲食店）	50 m <sup>2</sup> 未満
店舗（物品販売等）、デパート、スーパー	125 m <sup>2</sup> 未満
病院、診療所	125 m <sup>2</sup> 未満
ホテル、介護老人保健施設等	167 m <sup>2</sup> 未満
工場、作業所、修理場、選果場、倉庫	334 m <sup>2</sup> 未満
輸送・配送センター（倉庫・車庫含む）、マンション	2,000 m <sup>2</sup> 未満
駐車場	2,000 m <sup>2</sup> 未満

問合せ 三鷹市生活環境部ごみ対策課  
0422 - 45 - 1151（内線）2533～2536